

いじめのない筑紫野市をみんなで作ろう!

小学生のみなさんへ

筑紫野市では、今年9月に、「筑紫野市いじめ防止基本方針」をつくりました。いじめから子どもを守るため、大人も子どもも、ともに、「いじめ しない させない みのがさない」という強い決意でいじめをふせいでいきましょう。

この方針では、いじめのない子ども社会をつくるため、子どもには、次のようなことが求められています。

- (1) 自分の夢を達成するため、何事にもせいっぱい取り組むとともに、他の人に対しては思いやりの心もち、自ら進んでいじめのないなかまづくりに努める。
- (2) 自分のまわりで、いじめがあると思われたときは、その人に声をかけることや、まわりの大人にすぐに相談することなどに努める。

「いじめ」とは、子どもが、他の子どもから、いやなことをされたり言われたりしたことで、つらい気持ちや苦しい気持ちになることです。いじめは、いじめられた子どもの命をうばうこともあります。自分の命と同じように友だちの命もただ一つのかげがえのないものです。次のようなことを自分がされたり、されている友だちがいたら、いじめと考えて、先生やお家の人などにすぐに知らせましょう。

- 冷やかしかからかい、悪口やおどしもんく、いやなことをいわれる。
- なかまはずれ、みんなに無視をされる。
- パソコンや携帯電話などでいやなことをされる。
- いやなことやはずかしいこと、きけんなことをされたり、させられたりする。
- ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- お金や物をたかられる。お金や物をかくされたり、ぬすまれたりする。
- 持ちものをこわされたり、捨てられたりする。 など

また、筑紫野市には、子どもを守るために、「子ども条例」があります。この条例では、①生きる権利、②育つ権利、③参加する権利、④守られる権利 の4つの子どもの権利が守られるとされています。もちろん、いじめからも守られます。

いじめや友だちのことなど、こまったり、なやんだりしたときは、そのままにせず、お家の人や学校の先生、地いきの児童委員の方などに相談しましょう。

◎ 筑紫野市では、下のところにも相談できます。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ○ヤングテレホンちくしの | 電話923-7773 |
| ○家庭児童相談室 | 電話921-1308 |
| ○子どもの権利救済委員会 | 電話923-1111 (子育て支援課) |

